

## 滝野川ホームヘルプサービス料金表

様がサービス利用した場合の基本利用料は以下のとおりであり、お支払いただく利用者負担金は負担割合証に記載の通り、基本料金の\_\_\_割です。但し、介護保険給付及び介護予防・日常生活支援総合事業の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

### 【 訪問介護（要介護1～5の方） 】

	提供時間	基本単位	1回の基本料金	1割負担	2割負担	3割負担
身体介護	20分未満	163 単位	1858 円	186 円	372 円	557 円
	20分以上30分未満	244 単位	2782 円	278 円	556 円	834 円
	30分以上1時間未満	387 単位	4412 円	441 円	882 円	1324 円
	1時間以上1時間30分未満	567 単位	6464 円	646 円	1293 円	1939 円
	30分増す毎に	82 単位	935 円	93 円	187 円	280 円
生活援助	20分以上45分未満	179 単位	2041 円	204 円	408 円	612 円
	45分以上	220 単位	2508 円	251 円	502 円	752 円
生活援助 + 身体介護	身体介護20分以上30分未満に引き続き生活援助中心で20分以上45分未満行った場合	309 単位	3523 円	352 円	705 円	1057 円
	身体介護20分以上30分未満に引き続き生活援助中心で45分以上70分未満行った場合	374 単位	4264 円	426 円	853 円	1279 円

### 【 介護予防・日常生活支援総合事業 】

（北区の被保険者様について適用）北区が定める金額です。

- 介護度が要支援1,2又は基本チェックリストにより、事業対象者とされた方
- 予防訪問サービス【専門職によるサービス】

	1回あたり		ご利用者様負担額		
	基本単位	利用料金	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
週1回(月5回まで) 週2回(月10回まで) 標準的な訪問型サービス	287単位	3271 円	327 円	654 円	981 円
週1回(月5回まで) 週2回(月10回まで) 生活援助中心	220単位	2508 円	251 円	502 円	752 円

### 【 キャンセル料 】

	要介護 予防訪問サービスの方	いきいき援助 サービスの方
利用日の前日(17:00)までにご連絡いただけなかった場合	2,000円	1,000円
ご連絡いただけなかった場合(ただし、緊急の場合を除く)		

- ★ 緊急な入院や通院によるキャンセルは除きます。
- ★ 利用日の前日(17時迄)にご連絡いただいた場合はキャンセル料は頂きません。

★ 表記載の基本料金に加え、必要に応じ下記の加算が加えられます。

**介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業に認められた加算です。**

◆ 要介護サービスご利用の方

令和6年5月31日まで

- 【 処遇改善加算Ⅰ (1回の料金の13.7%) 】
- 【 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1回の料金の4.2%) 】
- 【 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1回の料金の2.4%) 】

令和6年6月1日から

- 【訪問介護処遇改善加算(Ⅰ) (1回の料金の24.5%)】
- 【特定事業所加算(Ⅱ) (1回の料金の10%)】

◆ 介護予防・日常生活支援総合事業サービスご利用の方

令和6年5月31日まで

- 【 処遇改善加算Ⅰ (1回の料金の13.7%) 】
- 【 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1回の料金の4.2%) 】
- 【 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1回の料金の2.4%) 】

令和6年6月1日から

- 【訪問介護処遇改善加算(Ⅰ) (1回の料金の24.5%)】

		1ヶ月	
初回加算	新規に訪問介護計画を作成したご利用者様に、「サービス提供責任者もしくは訪問事業責任者が自らサービスを提供」又は「サービス提供責任者もしくは訪問事業責任者が介護スタッフのサービス提供に同行」を行った月に算定されます。	200単位	2280円
緊急時 訪問加算	ご利用者様の要請を受け、ケアマネージャーが認めた居宅サービス計画にないサービスを24時間以内に行った場合に算定されます。 (要介護の方のみ)	100単位	1140円
生活機能向上 連携加算	理学療法士等がリハビリテーションの一環としてご自宅に訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、共同して訪問介護計画を作成した場合に算定されます。 (要介護もしくは予防訪問サービスご利用の方)	100単位	1140円

【 介護・(予防) 日常生活支援総合事業共通 】

- ①介護保険の範囲を超えたサービスの利用は全額自己負担になります。
- ②夜間帯(午後6時～午後8時まで)の料金は25%増しになります。
- ③料金の設定の基本となる時間は、実際の提供時間ではなく居宅サービス計画に定められた目安の時間を基準とします。
- ④やむを得ない事情、かつ利用者の同意を得て2人で訪問した場合は2人分の料金になります。

令和 年 月 日

利用者(または代理人)

住所

氏名

署名代筆者

住所

氏名